

介護保険料が変わりました

介護保険は、介護が必要な方やその家族が抱える介護の負担や不安を社会全体で支える制度です。この制度は3年ごとに見直され、平成30年度は見直しの年度に当たります。

1 介護保険料を見直しました

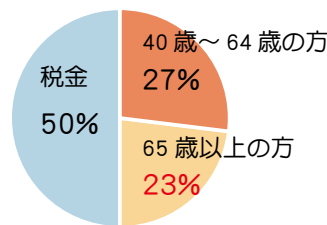
新たに第7期平川市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定し、平成30年度からの3年間に必要と見込んだ介護サービスの量に応じて、介護保険料を見直しました。

平成32年度までの介護保険料基準額は月額6,500円で、昨年度より20円増加することとなりました。

2 介護保険料の負担割合が変わります

介護保険にかかる費用のうち、50%を介護保険料で負担、残りの50%を税金で負担することになっています。介護保険料50%のうち65歳以上の方が負担する介護保険料は、これまでの22%から23%になりました。

【介護保険の負担率】
(平成30年度～平成32年度)



3 所得により自己負担割合が変わります

介護サービスを利用した際の負担割合は、かかった費用の1割または2割でしたが、平成30年8月より、特に所得の高い方については3割となります。対象となる方へは、7月中に負担割合証を送付いたします。



■平成30年度から平成32年度までの65歳以上の方の介護保険料

所得段階	対象となる方	割合	見直し後の年額保険料 (月額保険料)	見直し前の年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護受給者などで、世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入等の額※が80万円以下の方	基準額×0.45	35,100円 (2,925円)	34,992円 (2,916円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の年金収入等の額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	58,500円 (4,875円)	58,320円 (4,860円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人の前年の年金収入等の額が120万円を超える方	基準額×0.75	58,500円 (4,875円)	58,320円 (4,860円)
第4段階	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円以下の方	基準額×0.9	70,200円 (5,850円)	69,984円 (5,832円)
第5段階 (基準額)	世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の年金収入等の額が80万円を超える方	基準額×1.0	78,000円 (6,500円)	77,760円 (6,480円)
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額120万円未満の方	基準額×1.2	93,600円 (7,800円)	93,312円 (7,776円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	101,400円 (8,450円)	101,088円 (8,424円)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	117,000円 (9,750円)	116,640円 (9,720円)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	132,600円 (11,050円)	132,192円 (11,016円)

※年金収入等の額：公的年金収入金額+合計所得金額（年金所得額を除く）

問合せ 高齢介護課 介護保険係 ☎44-1111（内線1155・1156）